

財産の無償貸付けについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求めるものである。

財産の無償貸付けについて

下記のとおり財産を無償で貸し付ける。

記

1 無償貸付けをする財産

- (1) 種類 土地及び建物
- (2) 所在 東京都国立市富士見台2丁目38番地の12
- (3) 面積 土地 331.17平方メートルのうち、約266.17平方メートル
建物 112.78平方メートル

2 無償貸付けの目的

市が遺贈を受けた富士見台2丁目の土地及び建物において、「老人福祉に役立ててほしい」との遺贈者の希望により、高齢者を含む地域住民の誰もが気軽に立ち寄ることができる「居場所づくり事業」を展開するため、運営を

行う住民主体の団体に対して当該土地（利用に係る部分に限る。）及び建物を貸し付ける。

3 無償貸付けの期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 無償貸付けの条件

貸し付ける土地及び建物は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（通所型サービスB）による「居場所づくり事業」の実施のために使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 無償貸付けの相手方

東京都国立市中

ひらやの里

代表 三好紀子